

副業・兼業人材活用促進事業補助金に関するQ & A

令和7年12月1日時点 (Q & Aは随時更新)

補助対象者

Q1 過去に鹿児島県プロフェッショナル人材拠点（以下「プロ人材拠点」という）を通さずに副業・兼業人材を活用しましたが、補助金の交付対象者になりますか。

A プロ人材拠点を通じての副業・兼業人材の活用が初めてであれば、対象となります。

(根拠：交付要綱第3条(2))

補助対象者

Q2 過去にプロ人材拠点を通じて、常勤雇用の人材を採用しましたが、補助金の交付対象者になりますか。

A 副業・兼業人材の活用が初めてであれば、対象となります。

(根拠：交付要綱第3条(2))

補助対象経費（報酬）

Q3 報酬の補助対象経費に上限はありますか。

A 上限はありません。

業務契約書で締結している金額が上限となります。

(根拠：交付要綱別表1、実施要領4(1))

補助対象経費（報酬）

Q4 インセンティブ（成功報酬）は補助対象になりますか。

A 補助対象になります。

補助申請には、報酬+インセンティブの内訳が分かる資料が必要になります。

補助対象経費（移動費）

Q5 航空賃や鉄道賃については、パック商品や早割等の各種割引を利用しなければなりませんか。

A パック商品や早割等の各種割引の利用は必須ではありませんが、パック商品や早割等を利用した場合には、その金額が対象経費となります。

(根拠：交付要綱別表1、実施要領4(1))

補助対象経費（移動費）

Q6 タクシーは使えますか。

次のいずれかに該当する場合に補助対象となります。

(根拠：実施要領4(1))

- 就業地から半径1km以内に鉄道の駅、バス停がない場合
- 鉄道、バスの便数が少なく、時間的な制約により、タクシー以外の公共交通機関による移動では業務に支障をきたす場合（就業前1時間前まで、就業後1時間後までに鉄道・バスの便がない場合）

補助対象経費（移動費）

Q7 移動費（交通費や宿泊費）の補助対象経費の上限額は、決まっていますか。

A 交通費の上限額はありませんが、宿泊費の上限額は税抜10,800円となります。

なお、交通費は1回の往復移動に係る交通費の実費負担の合計が税込10,000円未満の場合、補助対象外となります。
(根拠：交付要綱別表1、実施要領4(1))

補助対象経費（移動費）

Q8 実際に要した宿泊費が上限額（10,800円）を超えた場合には、補助金額はどうなりますか。

A 実際に要した宿泊費に110分の100を生じた額の10分の8と上限10,800円のうち、いずれか低い金額が補助金額となります。
(根拠：交付要綱別表1、実施要領4(1))

例：補助対象経費が税込22,000円の場合

$$22,000\text{円} \times 100 / 110 = 20,000\text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{補助金額は } 20,000\text{円} \times 8 / 10 &= 16,000\text{円} > 10,800\text{円} \\ &= \underline{\underline{10,800\text{円}}} \end{aligned}$$

補助対象経費（期間）

Q9 副業・兼業人材との契約期間は、5か月が上限とされていますが、6か月目以降は自動更新とし、当初5か月分の経費だけ交付申請することは可能ですか。

A 5か月を超える契約期間での申請はできません。

契約期間について自動更新などがある場合には、自動更新も含めた契約期間の上限が5か月であることを契約書に明記していただく必要があります。

なお、契約期間終了後に再契約していただくことは可能です。（根拠：交付要綱第3条第1項(1)）

補助対象経費（期間）

Q10 5か月の業務期間であれば、例えば12月から4月までのように年度を跨いた契約でも補助対象となりますか。

A 補助対象にはなりません。

補助対象期間である令和7年4月1日から令和8年2月28日までの期間の契約が対象となります。
(根拠：実施要領4(4))

補助対象経費

Q11 対象となる人材が年度途中に退職してしまった場合でも、在職期間中に要した費用は補助対象となりますか。

A 補助対象となります。

対象となる副業・兼業人材が年度途中で退職（契約終了）した場合であっても、在職（契約）期間中に補助事業に従事するため実際に要した費用については、要綱に基づき補助対象となります。

ただし、退職等により補助事業を中止する場合には、所定の変更（中止）手続が必要であり、補助金額は実績に基づいて確定します。
(根拠：交付要綱別表1)

申請

Q12 交付申請書の提出は、副業・兼業人材が契約日以降（契約内定を含む）初めて業務に従事する概ね1週間前となっていますが、従事した日以降に申請することは可能ですか。

A 申請は可能です。

ただし、補助金の交付決定日以前に支払った経費については、当該補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

(根拠：交付要綱第6条、実施要領5(2))

実績報告

Q13 路線バスや普通列車など領収書が発行されない場合は、支払いを証する書類はどのようなものになりますか。

A 領収書が発行されない交通手段を利用した場合は、旅費を確認できる資料（例：経路探索ソフトによる旅費・経路の検索結果ページの写し）を提出してください。

(根拠：交付要綱別表1、実施要領4(1))

実績報告

Q14 航空券の領収書を紛失した場合はどうしたらよいですか。

A 領収書の再発行を受け、提出していただく必要があります。

(根拠：交付要綱別表2)